

文教福祉常任委員会会議録

令和3年6月2日

寒 川 町 議 会

出席委員 岸本委員長、橋本副委員長

小泉委員、山上委員、天利委員、関口委員、山田委員、佐藤（正）委員、柳田委員、
横手委員

佐藤（一）議長

説 明 者 三橋健康福祉部長、長岡高齢介護課長、仲手川副主幹、竹花主事

案 件

（付託議案）

1. 議案第30号 寒川町介護保険条例の一部改正について

午前10時45分 開会

【岸本委員長】 皆様、こんにちは。本会議の休憩中ではございますが、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件でございますので、よろしくお願いいたします。

また、議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【岸本委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第30号 寒川町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 皆さん、こんにちは。本日は、議会初日に文教福祉常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。先ほど本会議で提案いたしました付託議案1、議案第30号 寒川町介護保険条例の一部改正についてのご審査をお願いいたします。それでは、長岡高齢介護課長からご説明申し上げます。

【岸本委員長】 長岡高齢介護課長。

【長岡高齢介護課長】 それでは、議案第30号 寒川町介護保険条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。説明に当たりましては、さきの健康福祉部長の説明と重複するところもございます。ご了承くださいますようお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等の世帯の介護保険第1号被保険者の介護保険料を、令和2年度に引き続き3年度においても減免しようとするものでございます。その目的は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で収入が減少した世帯の生活の安定を図るためでございます。保険料の減免につきましては、国から財政支援があるということが表明され、

本町の減免については、これを財源の一部とするものです。したがって、減免要件や対象、減免額などは、国の財政支援の範囲に合わせて行うものです。そして町介護保険条例を改正し、減免期間を令和3年度末まで延長いたします。保険料減免の決定、減免額等はほぼ前年度と同じでございます。

では、タブレット資料01－1 議案第30号（寒川町介護保険条例の一部改正について）をお開きください。その3ページ目の寒川町介護保険条例新旧対照表をご覧ください。条例の改正内容でございます。第6条は、保険料の段階区分を定めております。その第6号では、保険料の第6段階に該当する場合の要件を合計所得金額が125万円未満の者と定めており、その合計所得金額の定義をアにおいて括弧書きで規定しておりますが、コロナの減免で用いる合計所得金額は、この後に出てまいります附則第10条第1項第2号イで規定している合計所得金額の内容と若干異なるため、ここではこれを除くものでございます。

次に、附則です。附則第10条は、昨年度コロナの減免制度を創設した際に新たに設けた条文でございます。このたびの改正は、まず減免することができる保険料は、現行では令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険料であることを定めておりますが、これを「令和4年3月31日」までに改めます。

次のページをご覧ください。附則第10条第1項の各号の改正は、主たる生計維持者について条文整理として、最初の第1号の規定で定義することとし、それを引用する「以下」の規定表現を分かりやすくするものでございます。第2号イの改正は、先ほど条例第6条から除かれた合計所得金額の定義を介護保険法施行令第22条の2第1項を引用して定義するものでございます。

次に、改正附則としまして、第1項では、施行日を公布の日と定めるとともに、減免期間の延長を本年4月1日から遡求適用する旨を定めます。第2項は、令和2年度までの保険料については、先ほど合計所得の定義で引用した介護保険法施行令第22条の2第1項は、税制改正の影響を受け令和2年度中に改正されております。そのため令和2年度までの保険料については、改正前の政令の規定を適用する旨を定めております。

以上が条例改正の内容です。

なお、この条例の委任を受けた規則といたしまして、寒川町介護保険条例附則第10条に規定する減免の手続き等に関する規則がございます。保険料の減免の割合やその申請、決定など減免措置について定めております。減免要件や対象、減免額などは国の財政支援の範囲に合わせて定めており、このたびもそれを適用いたします。ただし、その中で変更点が1点あり、保険料が減免の割合を決める基準額を前年の合計所得金額「200万円」から「210万円」に改めるものでございます。これは、国の減免割合を決める基準が10万円上げられたことに合わせてのものです。ただし、附則において経過措置として、令和2年度以前の年度分の保険料減免につきましては、従前の例、つまり減免割合の基準額は変更前の200万円のままとすることとしております。

では、この制度でどういう方が減免対象となるのかですが、2つのケースがございます。まず1つは、第1号被保険者が属する世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡した、または重篤な傷病を負った場合です。この場合、第1号被保険者の保険料額全部が免除となります。2つ目は、第1号被保険者が属する世帯の主たる生計維持者の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響で減少が

見込まれ、その減少額が前年の当該収入額の10分の3以上であること、及び減少することが見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下であることとでございます。この場合、世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等にかかる前年の所得額を、その者の前年の合計取得額で除して得た割合に本来の保険料額を乗じます。これで得た額が減免対象となる保険料額でございます。この減免対象の保険料額を使いまして減免額を求めます。それは前年の合計所得の状況により変わります。世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得が210万円以下のときは、減免対象の保険料額に10分の10を乗じて得られた額、つまり全額が減免額となります。また、前年の合計所得が210万円を超えるときは、減免対象の保険料額に10分の8を乗じます。これで得られた額が減免額となります。

タブレット資料01－2〔参考資料〕介護保険条例改正資料（コロナ減免例）をお開きください。（参考）新型コロナウイルス感染症による減免額早見表（令和3年度）といたしまして、減免を受けた後の保険料を保険料の段階別に例示したものでございます。ただいま申し上げました算出方法により減免となった保険料額の減免状況が分かるものとしてお示しさせていただきます。1枚目が、前年合計所得金額が210万円以下の場合、2枚目が、前年合計所得金額が210万円を超える場合のものです。見方といたしましては、さきの要件に該当し、例えば世帯の主たる生計維持者の前年合計所得金額が210万円以下の場合で、前年の合計所得金額が200万円減少することが見込まれる事業収入等にかかる前年の所得が140万円だった場合、これを表下の式に当てはめますと70%となります。これにより、表上段の70%とある欄を見て、そこに記載の額がこの場合の減免後の保険料額となるわけでございます。

次に、令和3年度分の保険料減免の財源についてです。国による減免分の財政的補填は、前年度までは財政調整交付金と介護保険災害等臨時特例補助金により全額が補填されていましたが、令和3年度は財政調整交付金のみによる補填となり、その補填の割合は、保険料の賦課総額に対する減免見込額の割合により変じることとなっております。当町の場合、その補填の割合は、前年度の減免実績を使って試算をしてみますと、減免額の10分の2相当となります。これにより国からの交付額を前年度の減免実績を使って試算してみますと、前年度減免額の総額が96万3,330円でしたので、その10分の2、19万2,000円となります。そして残りの77万1,330円は町の一般会計繰入金からとなります。

財源状況については以上でございます。

この減免制度の周知といたしましては、町広報7月号と町ホームページに周知記事を掲載するほか、本議案を可決いただきましたら、6月11日に発送予定の保険料決定通知書の中に本減免制度の案内を入れて制度周知を図ってまいります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【岸本委員長】 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある方はいらっしゃいますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【岸本委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日文教福祉常任委員会に付託されました議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定でございますが、討論のための休憩についていかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、これより討論に入ります。議案第30号 寒川町介護保険条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 次に賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもって、文教福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでございました。

午前10時59分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年8月26日

委員長 岸 本 優